



# おいさん×支援員

—ハンドブック—





# 目次

はじめに	2
◆東日本大震災により、ひとり親家庭となったお父さんたちの現状	3
◆被災によって父子家庭となったお父さんを地域で支えるために	5
◆父親支援の基礎知識	12
一般的な日本の父親の現状	12
職場の育児制度について	14
地域における父親支援の実態調査から	15
◆父子家庭の基礎知識	16
父子家庭の実態～仙台の調査から	16
◆サポートリスト	18
相談	18
支援	23
施設	31
支援サイト	32

◆  
◇  
◆

東日本大震災により、ひとり親となった子どもの数（遺児）は、1,372人以上です。

宮城県 749 人、岩手県 481 人、福島県 142 人（2012 年 3 月 28 日現在）、

遺児の中でも、被災により父子家庭となった子どもたちは、

家事・育児を担ってきた母親を失い、養育環境の悪化が心配されます。

また、復興に向けて働き盛りの子育て中の父親に、多くのストレスが集中して、

家族が不安定な状況に陥り、

DV や児童虐待、一家心中といった、子どもを巻き込む事態が懸念されています。

『お父さん支援員ハンドブック』は、

父親支援と父子家庭の基礎知識や子育て情報を集め、

子どもや家族にかかわる方々の活動に役立つ内容になっています。

母親だけでなく、

父親にも目を向け、見守り、支援するために、

『お父さん支援員ハンドブック』を、

皆さんの取り組みにご活用ください。

お父さんを支援することは、子どもたちを救うことにつながります。

宮城の未来を担う、子どもとお父さんを応援していきましょう！

◆  
◇  
◆

# 東日本大震災により、ひとり親家庭となったお父さんたちの現状

震災によって、母親を失った父子家庭の多くが、いまなお厳しい状況に置かれています。家事・育児を母親が担うことの多い日本の一般的な家庭と同じように、被災父子家庭のほとんどが、震災前の家事育児は母親が主に担い、父親は仕事中心の暮らしぶりでした。地震と津波によって、突然、母親を奪われた子育て家庭の父親たちには、3.11以降、生活再建や仕事の復興に加えて、母親役割ものしかかっています。多くの喪失体験を抱えながら、子どもとともに、過酷な日々を歩んでいます。

## ■不慣れな家事、子どもと向き合う毎日

父子家庭の多くが、毎日の家事に手を焼いています。母親を失ったことで、ひとりで担わなくてはならなくなった炊事・洗濯・掃除といった日常生活を維持する仕事も、父親たちには大きな負担です。子どもが小さければ、食事は父親が作って食べさせなくてははいけません。衛生的な生活環境を維持する洗濯や掃除といった家事も、上手くこなし、日常の習慣になり、子どもとの生活リズムができるまでは、苦勞が伴います。

小学校低学年ぐらいまでは、一般的に、父子関係よりも母子関係の方が親密で、子どもの心に寄り添ったり、何気ないやり取りから気持ちを理解したり、コミュニケーションを図るといったことも、父親は母親に比べ経験が浅いものです。子どもと向き合う毎日の中で、父親たちは、上手く子どもに関われないジレンマを抱えがちです。結果、支配的な態度や、行き過ぎたしつけ、育児放棄といったことも懸念されます。

## ■仕事の再建、復興ストレス

働いていた多くの人たちが、震災によって、職を失ったり、職場が被害に遭ったり、労働基盤に大きな影響を受けています。被災地の父子家庭の父親たちも同様です。職探しや事業の再建など、復興に向けて山積する仕事をこなしながら、家庭を維持し、子どもを育てている状況は、二重三重の負担を父親に課している状態です。

一家の大黒柱として経済的に家庭を支えてきた男性にとって、父子家庭となり、仕事の再建に専念できないことは、心理的に大きなストレスです。しかし一方で、妻や親族の喪失体験から、残された子どもへ強い愛着と責任感を持ってもいます。「仕事と子ども」、この二つの間で、父親の心が揺れ動いているのです。

## ■親世代を巻き込んだ生活の不安

父子家庭にとって頼りになるのが、父親の両親やきょうだい、親戚です。親族の援助は、勤務時間が長く、家事・育児に慣れない父子家庭にとって大きな力になります。同居する親族がいて、自分がいなくても、大人が家庭にいるという状況は安心です。

しかし、親族が家事・育児を代行しすぎると、父親が役割を發揮する機会が少なくなってしまいます。お互いのできる部分を支え合えるよう、子ども・父親・祖父母という3世代の役割分担を考える必要があります。

また、頼りにする親が高齢の場合、いつ病気になって介護の問題が起こるかわかりません。父子家庭は頼みの綱である親の介護という将来への不安も抱えています。

## ■情報不足と地域での孤立

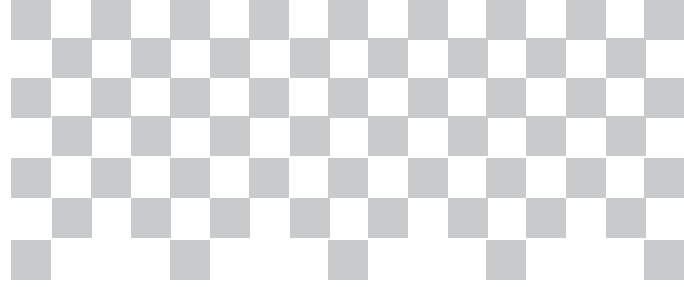
子どもの成長とともにさまざまな子育ての悩みが生まれますが、解決につながるような情報を得る機会が父子家庭の父親には不足しています。

母親であれば地域のつながりの中で得られる、担任の先生の評判、子どものたちの友人関係、子どもたちの間で流行っている遊びなどの情報が、父子家庭の父親にはキャッチしにくいのです。情報が得られないと、ますます心配事や不安感が増えてしまいます。

仕事を調整して保育所や学校行事に参加しても、PTAや地域活動の中心は母親。女性ばかりの中で父親として子どもの情報を得ようと発言するのは勇気がいります。

地域には同じ境遇の父子会のような父親ネットワークがほとんどなく、近隣とのかかわりのない父子家庭の父親は、地域の中で孤立しがちな傾向にあります。

身近なところで、気軽に相談できたり、情報が得られるように、子育て支援者や機関が待っているのではなく積極的に発信したり出向いたりして届ける必要があります。



### ■父子家庭への無理解

ひとり親家庭が年々増加していますが、母子家庭に比べると、社会全体の父子家庭への理解が薄い状況にあります。父子家庭の父親は経済力があり、日常生活については親族や近隣の援助を受けることが多いと考えられ、社会的な支援の対象として認められてきませんでした。

しかし、社会の変化により父子家庭を取り巻く環境も変化しています。核家族化が進み、地域社会のつながりが希薄になる中、子育てに関する協力を周囲から得ることが難しくなっています。また、家事・育児と仕事を両立させるために、残業や転勤のある正社員としての勤務が困難になり、父子家庭の父親にも非正規雇用者が増加している現状があります。

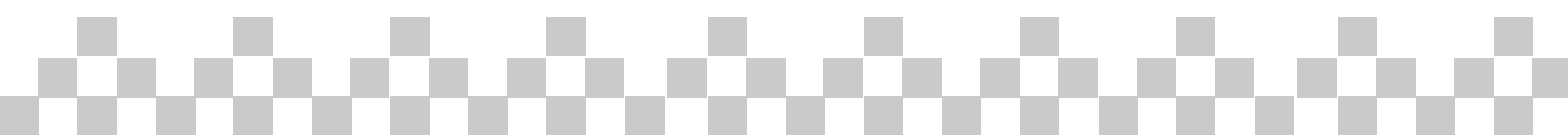
### ■父子家庭を支援する資源の不足と周知の不足

父子家庭は同じひとり親の母子家庭に比べると、格段に支援や相談、援助の施策が不足しています。

平成 22 年から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになりましたが、自立支援施策の中で利用できるのは、保育所の優先入所やヘルパー派遣、養育費確保、母子家庭等就労・自立支援センター事業の一部に限られています。

**さらに、問題なのは父子家庭の父親に利用できる支援の情報が届いていないことです。**名称に「母子」としか記していない公的制度もあり、父子家庭も利用できる制度が父親に伝わりにくくなっています。

性別役割分業意識に囚われ「助けて」と言えない父親の意識を踏まえた相談機能を充実させるなど、男性が一人で仕事をしながら子育てできる体制を、社会全体につくることが求められています。



# 被災によって父子家庭となったお父さんを地域で支えるために

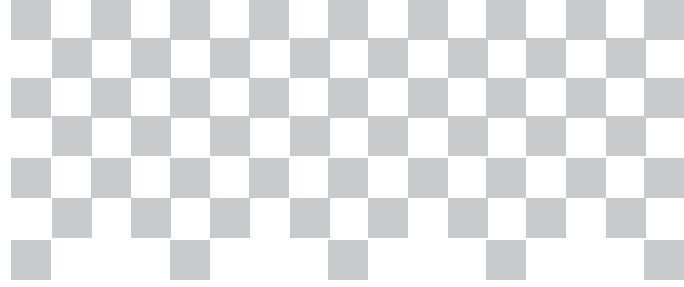
## 被災したお父さんと向き合うときのポイント

- 1) 安心感を与えるように、努めましょう。
- 2) 気持ちを受け止め、相手のペースを尊重し、質問攻めにしないで話を聞き、信頼関係を築きましょう。
- 3) 男性は子どもや家族、家庭内のことを、支援者や相談員とはいえ、他人に話すことに慣れていません。1) 2) を踏まえて、根気強く状況を聞き取りましょう。
- 4) 支援や援助を求めること、他人の世話になることを、恥ずかしいと考える傾向が男性は強いいため、被災状況の中で、支援や援助、周囲に頼ることは、恥ではなく、普通の選択であることを伝えましょう。
- 5) 話を聞くだけでなく、具体的な支援情報を携えて会うようにしましょう。
- 6) 一般的に、男性は早めに SOS のサインを出すのが苦手と言われます。父親が自発的に相談を持ちかけたら、状況はかなり進んでいると考えましょう。
- 7) 虐待や育児放棄、自殺や心中、アルコールや薬物依存など、危険な行動が心配される場合は、専門機関や専門家につなぎましょう。
- 8) 仕事と家事育児をひとりでこなす父親は多忙です。相手の状況を踏まえてコンタクトしましょう。

### お父さん以外からのサインを見逃さない

お父さんのストレスを周囲の人が気づいている場合があります。支援者は、お父さんだけでなく、ご近所、親族、保育園・幼稚園・学校の先生、お母さんからのサインも見逃さないようにしましょう。





## 子どもの心のケアのためにお父さんにアドバイスすべきこと

子どもが傷ついた心を回復させていくには「安心・安全を感じること」そして「よく眠ること」が大切です。日常生活では次のことを心がけるよう、お父さんにアドバイスしましょう。

- ・「大丈夫だよ」「守るからね」など安心する言葉かけを繰り返しましょう。
- ・赤ちゃん返りや年齢に合わない行動をしても受け入れ、叱らないようにしましょう。
- ・普段の生活のリズムが回復できるような援助を心がけましょう。
- ・災害のニュースを繰り返し見るのは避けましょう。
- ・“地震ごっこ”などの遊びは冷静に見守りましょう。
- ・お絵描き、作文など思いを表現できる場を設けましょう。
- ・症状は必ずやわらいでいくことを伝え、安心感を与えましょう。
- ・スキンシップを多くしましょう。手をつないだり、抱きしめたりしましょう。
- ・子どもが嫌がること（部屋の電気を消すのを怖がる、家から外出しようとしめないなど）は、強制しないように心がけましょう。
- ・一緒に遊ぶなど、触れ合いのときを多く持つように努めましょう。
- ・勉強や家の手伝いができなくとも、しばらくは温かく見守りましょう。

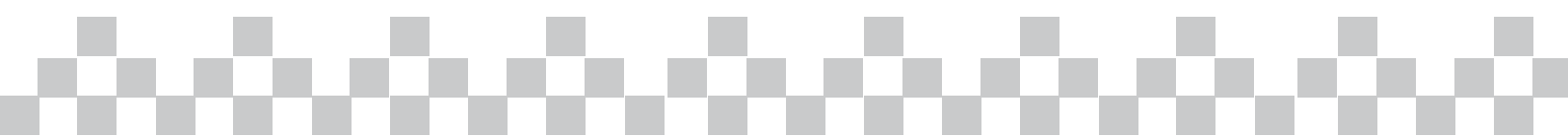
### プレイセラピー～遊びを通した子どもの心のケア～

子どもの心を癒すためにプレイセラピーが注目されています。プレイセラピーは「遊び」を介した精神療法のことです。子どもは言語能力の発達途上にあり、大人のように自分の考えや感情を上手く言葉で表現することができませんが、子どもは遊びをコミュニケーションの手段として自分のこころを表現することができ、子どものこころの状態を理解して、回復に役立てることが出来ます。具体的には、積み木、お絵描き道具、人形、粘土などを使って遊びながら、怖い体験後の反応を緩和させたり、対処方法を身につけたりします。

## 子どもに見られるストレス反応をお父さんに伝えましょう

衝撃的なストレスを受けた子どもたちの反応は、恐ろしい災害や大切な人を失った悲しみなどをなんとか受け入れようとする子どもが苦しんでいるサインです。このサインを早めにキャッチして適切な対応ができるようにすることが、子どもたちの回復につながります。

- ・甘える、まとわりついてくる、赤ちゃん返りする
- ・できていたことができなくなる（ひとりで寝られない、トイレに行けない など）
- ・ひとりになることを怖がる、外に出たがらない
- ・“地震ごっこ”“津波ごっこ”など、災害に係る遊びをする
- ・眠らない、おねしょをする、悪夢を見る
- ・体の不調を訴える（腹痛、頭痛、嘔吐 など）
- ・心身に障がいがある場合、症状が悪くなる





## 子どものPTSDについてお父さんに理解してもらいましょう

災害などに遭遇した後に現れるストレス反応は数週間で回復すると言われていますが、原因となる出来事が起こってから1か月以上経過しても症状が続く場合を「心的外傷後ストレス障害：PTSD」と言います。子どもが非常に強い恐怖の体験をしたときに起こる混乱した状態です。

震災後、子どもに次のような症状が見られ、そのほかの心配な様子が見られたら、専門機関や専門家に相談しましょう。

### <PTSDの主な症状>

1. 持続的な再体験
  - ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
  - ・体験した出来事が目の前で起きているような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）。など
2. 体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺した症状
  - ・体験した出来事に関係する話題などを避けようとする。
  - ・体験したことを思い出せない。
  - ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。など
3. 感情・緊張が高まる
  - ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。
  - ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことで驚く。など



### 記念日症候群

衝動的な出来事の1年後や出来事に関する報道などに反応して起きる症状を記念日症候群と言います。せっかく忘れかけたことを思い出し、気が滅入ったり、怒りがこみ上げてきたり、眠れなくなります。忘れることも大切ですが、まったく忘れてしまうことはできません。自分の思いを誰かに話したり、文章にしてみたりして、自分の気持ちとつき合うことが大切になります。

## 大切な人を亡くされた方が立ち直るためのプロセスを理解しましょう

災害で家族を亡くされた方は、大きな喪失感を味わい、家や大切な思い出の品まで失って不安や怒りを感じます。しかし、人間にはもともと、困難にぶつかっても、自然に回復する力があります。大切な人を突然亡くされた方が、悲嘆を乗り越えるまでにはいくつかの段階を経ると言われています。悲しみがひとりひとり違うように回復にかかるプロセスもそれぞれに異なり、順序どおりではありません。それぞれのペースを大切にすることが重要です。

### ■悲嘆のプロセスの12段階

#### ①精神的打撃と麻痺(まひ)状態

大切な人の死に遭うとその衝撃によって一時的に現実感覚が麻痺状態になります。これは心身のショックを和らげようとする人間の本能的な働きです。

#### ②否認

感情も理性も大切な人の死という事実を認めようとしません。その事実を否定する気持ちになります。

#### ③パニック

身近な人の死に直面した恐怖から極度のパニック状態になります。悲嘆のプロセスの初期にしばしば見られる現象です。

#### ④怒りと不当感

ショックがやや収まると悲しみと同時に不当な苦しみを負わされているという激しい怒りが湧き起こります。

#### ⑤敵意と恨み

周囲の人々や亡くなった人に対して敵意や恨みという形でやり場のない感情をぶつけます。

#### ⑥罪意識

悲嘆の行為を代表する反応で過去の行為を悔み、自分を責めます。

#### ⑦空想形成、幻想

空想の中で亡くなった人がまだ生きているかのように思い込み、実生活でもそのように振る舞います。

#### ⑧孤独と抑うつ

葬儀などの慌ただしさが一段落して訪れる人も途絶えると、紛らわしようなない独りぼっちな寂しさがひしひし身に迫ってきます。

#### ⑨精神的混乱と無関心

日々の生活目標を見失った空虚さから、どうしていいか分からなくなり、全くやる気をなくした状態に陥ります。

#### ⑩あきらめ——受容

亡くなった人はもうこの世にはいないというつらい現実を明らかに見つめて、相手の死を受け入れようとする努力が始まります。

#### ⑪新しい希望——ユーモアと笑いの再発見

苦悩に満ちた悲嘆のプロセスは永遠に続くように思われますが、いつかは必ず希望の光が差し込んできます。それは忘れていた微笑みが戻り、温かなユーモアのセンスがよみがえることから始まります。

#### ⑫立ち直りの段階——新しいアイデンティティーの誕生

悲嘆のプロセスを乗り越えることは大切な人を失う以前の自分に戻ることはありません。苦しい経験を経て人間的に豊かな成熟への道に進み、新しい世界が広がります。

## グリーフケア～悲しみを乗り越えるための一歩～

大震災で大切な人を亡くし、家や仕事など失った方々の悲しみを癒すために、グリーフケアが有効だと言われています。

グリーフ（悲嘆：grief）は様々な喪失体験から生じる深い悲しみのことです。悲嘆というのはひとりで抱え込んでいては癒されません。悲しみを表に出すことで少しずつ回復へと向かっていきます。グリーフケアは、悲嘆に暮れる人がその悲しみから立ち直れるよう、悲嘆のプロセスを見守ります。

### <かかわりの基本>

- \* 避けない：声をかけたり、メールや手紙を出したり、電話をするなど、根気よくかかわる。
- \* 話を聴く：話をよく聴く。アドバイスは必要ない。聞き役に徹する。
- \* 手助けをする：家事、育児などを手伝う。直接するのではなく、サポートシステムにつなぐ。
- \* 同じ体験をした人たちのグループを紹介する：心の内を語り出せるような機会と場の情報を提供する。

### <好ましくない態度>

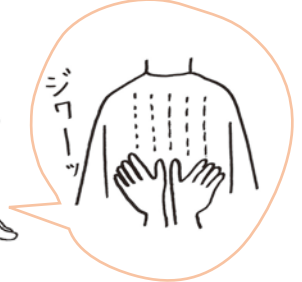
- \* 忠告やお説教など、教育者ぶった態度、指示したり、評価したりするような態度
- \* 死という現実から目を背けさせるような態度
- \* 死を因果応報論として押しつける態度
- \* 悲しみを比べること
- \* 叱咤激励すること
- \* 悲しむことは恥であるとの考え
- \* 「時が癒してくれる」など安易に励ますこと、もっぱら楽観視すること

## ストレスと上手につきあうポイントをアドバイスしましょう

- 1) リラックス法を身につける  
例えば、簡単な体操、ストレッチ、呼吸法、入浴、音楽を聴くなど。
- 2) 規則正しい生活を心がけ、十分な睡眠と栄養をとる  
快適な睡眠は疲労回復・ストレス解消・事故防止になります。
- 3) 信頼できる人と交流する時間をもつ  
不安やイライラなど今の状況や気持ちを話すだけで気が楽になります。
- 4) 笑いのすすめ  
笑いは自律神経のバランスを整え、免疫力を向上させます。
- 5) 緊張を細切れにする  
一日中緊張が続いていると感じたら、深呼吸したりして気分転換を図りましょう。
- 6) できるだけ落ち着いた環境をつくる  
可能な限り自分好みの空間をつくり、落ち着いた環境を整えましょう。
- 7) 仕事に関係のない趣味を持つ  
仕事を離れた趣味は気分転換とストレス解消につながり、生活が豊かになります。
- 8) 自然に親しむ機会を多くつくる  
自然に身をゆだねることはストレス解消にたいへん有効です。
- 9) 適度に運動をする  
適度に運動することで、満足感や解放感が得られ、心身のストレス解消になります。
- 10) ストレス解消をタバコや酒に頼らない  
ストレスから逃れるためにタバコやお酒に頼ってしまうと、いつしか量が増え、依存症や心身の健康を損ねてしまいます。



★二人でできる  
簡単な体ほぐしです★



## 支援者が自分のためにできること

被災地で子どもと父親を支える支援者の中にも、東日本大震災の被災者がいらっしゃいます。ご自分の生活を立て直すとともに、支援を行うのはたいへんなことです。支援者は厳しい環境の中で活動することになります。ショックな話を聞くことで支援者も心に傷を負います。無理をして疲れてしまわないように、支援者も自分自身をケアしましょう。

- ・ストレスには早めに対処しましょう。
- ・「できたこと」に目を向けましょう。
- ・その日の体験や自分の気持ちを仲間に報告しましょう。
- ・休憩時間を十分にとるようにしましょう。

## 試してみませんか？ こころの体温計

被災地で子どもと父親を支える支援者の中にも、東日本大震災の被災者がいらっしゃいます。ご自分の心の疲れや、不調の原因はストレスによるものが多いのですが、目安になるものがなく、そのままにしておくと悪化してしまうことがあります。

「こころの体温計」は、携帯電話やパソコンの端末を使って気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。

「本人モード」のほか、ご家族や職場など身近にいる方の心の健康状態をチェックする「家族モード」、赤ちゃんを育てているお母さんの心の健康状態をチェックする「赤ちゃんママモード」もあります。水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚、猫など複数のキャラクターが登場し、ストレス度や落ち込み度を表示します。

チェック結果と合わせて、相談機関の情報も表示されます。

■石巻市健康部健康推進課 0225-95-1111（内線 2419）  
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/kenkou/seisinhokenjigyou.jsp>



↑ 携帯電話はこちらから



判定結果イメージ（ストレス度・低い）



判定結果イメージ（ストレス度・高い）



## 一般的な日本の父親の現状

母親を主な対象として取り組んできた日本の子育て支援において、父親支援は経験が少ない未開発の分野です。もう一人の子育ての主役＝父親にアプローチしていくためには、父親の現状を知り、よく理解しておく必要があります。課題を抱えている父親支援を展開する基礎として日本の父親の一般的な状況を理解しましょう。

### ■子育て世代の変化

30代の子どもと暮らす父親は、支援者の世代と子育て意識が違います。

学校教育で男女共同参画教育を受け、男女ともに仕事も家事も育児もするという意識を持っています。

また、仕事と生活のバランスを取り、私生活を大事にする志向があり、一世代前のように盲目的に働くことはありません。

親世代は仕事優先で父親不在の家庭に育ったため、お手本となる父親モデルがない中で、新しい父親像をつくらうと模索しています。

### ■日本の父親の育児時間は、33分

国際調査によると、6歳未満児をもつ日本の父親の育児時間は一日33分と、7か国中最下位でした。

意識はあっても子育てにかかわれない状況にあり、その大きな原因の一つが労働時間の長さです。総務省の調査によると、世界的不況で労働時間が全体的に減少傾向の中、子育て世代である30歳代の男性の約2割が、週60時間以上も働いています。

### ■父親の生活は、現実と理想のギャップが大きい

小学生以下の子どもを持つ父親の約6割が、現実には「仕事」優先になっています。

しかし、「仕事」優先を希望している父親は、たった1.4%に過ぎません。

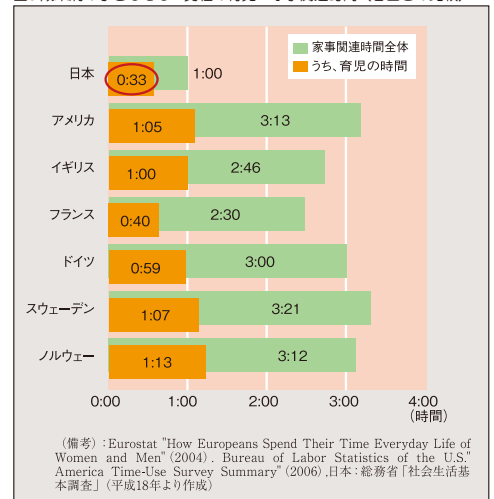
「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活等」をともに優先したいと希望する父親は31.1%に上りましたが、現実に実現できているのは2.4%でした。

### ■父親は「子どもとの時間を十分にとれない」と感じている

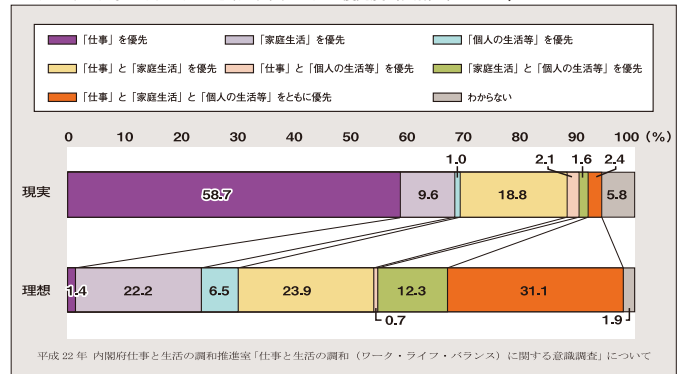
父親自身も仕事偏重の現状を決してよしとしているわけではありません。

「子育てによって自分も成長している」「子どもを育てるのは楽しく幸せなことだ」と感じている父親は、現実と希望の狭間で、「子どもとの時間を十分にとれない」ことを心配しています。

■6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（各国との比較）



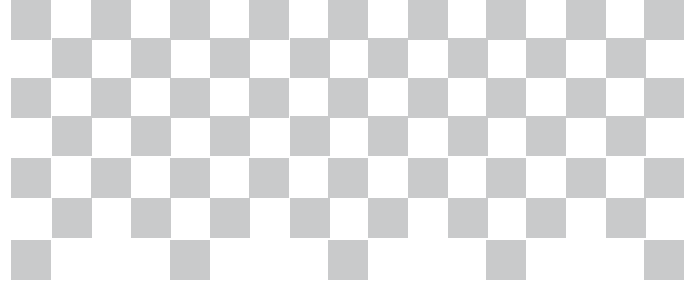
■生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度（性別）(N=2500)



■父親の子育て意識 「あなたは、最近次のようなことを感じることがありますか」



「第1回 乳幼児の父親について調査報告書」ベネッセ次世代育成研究所 2006年3月



■育児が母親に偏重、父親の育児能力や知識が非常に乏しい

子育てに前向きに取り組みたいという父親の意識があっても、現実には多くの父親が子育てを母親任せにせざるおえません。

そのため、父親の家事・育児能力はたいへん未熟で、子育ての知識・情報が非常に乏しく、母親に不測の事態が生じると、子どもの養育環境が損なわれてしまいます。

■わが子の理解、愛着形成が未成熟

子どもとの接触機会が少ないため、父親のわが子への理解度が低く、愛着形成が滞りがちです。

父親と子どもの信頼関係がしっかり結ばれると、父子ともにかかわりが楽しくなり、愛情が深まります。

この関係を築くためには、とにかく、父親がわが子の世話をすることに尽きるのですが、接触する時間が足りません。

■支援・相談を避ける傾向がある

父親を含め多くの男性は心の内を表現することが苦手です。助けを求めることを避ける傾向にあります。

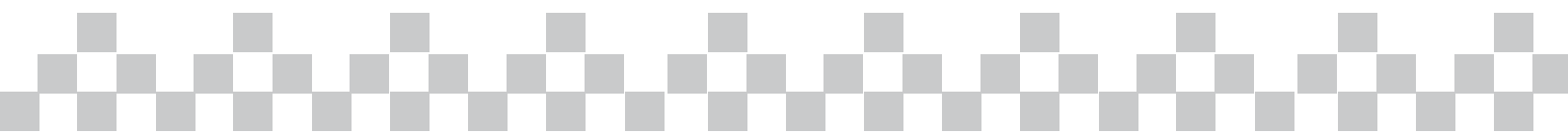
そのため、周囲も、父親がアルコール依存症・病気・精神疾患など深刻な状況になってから初めて問題に気づくことが多々あります。

仕事と生活の調和が困難な30代男性の死因のトップは自殺であり、うつなど精神疾患に悩む方も増えています。

平成21年における死因順位別にみた年齢階級 男性

年齢階級	1位	2位	3位
10～14歳	不慮の事故	悪性新生物	自殺
15～19歳	不慮の事故	自殺	悪性新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	心疾患
25～29歳	自殺	不慮の事故	心疾患
30～34歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
35～39歳	自殺	悪性新生物	心疾患
40～44歳	自殺	悪性新生物	心疾患
45～49歳	悪性新生物	自殺	心疾患
50～54歳	悪性新生物	心疾患	自殺
55～59歳	悪性新生物	心疾患	自殺
60～64歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患

内閣府「平成23年版 自殺対策白書」より作成





## 職場の育児支援制度について

最近、父親の子育てが注目され、国の施策の中でも、男性が子育てに積極的にかかわるように、制度や法律が変わってきました。地域の子育て支援だけでなく、職場の育児支援制度も、以前よりは整いしています。父子家庭の父親が子育てをしながら働けるように職場の中の支援制度があります。また、育児・家事をサポートしてくれる親族が突然倒れ、介護が必要となったとき、利用できる介護制度もあります。最近行われた制度改正は周知が届いていないこともあります。職場の人事担当者などに問い合わせるよう父親にアドバイスしましょう。

### ■父子家庭が活用できる、職場の育児・介護制度（育児・介護休業法より）

#### 1) 子の看護休暇

小学生入学までの子どもを養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日（子どもが2人以上の場合は1年に10日）まで、病気やケガをした子どもの看護のために、休暇を取得することができます。

#### 2) 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護などの世話をを行うために、休暇を取得することができます。

#### 3) 所定外労働の免除

3歳に満たない子どもを養育する労働者は、所定外労働時間を免除されます。

#### 4) 時間外労働の制限

小学校入学までの子どもを養育する労働者と、要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者は、1か月150時間を超えて時間外労働（1か月24時間・1年150時間まで）の制限があります。

#### 5) 深夜業の制限

小学校入学までの子どもを養育する労働者と、要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者は、深夜（午後10時～午前5時まで）の制限があります。

#### 6) 短時間勤務制度

3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないものと、要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者の申し出により短時間勤務の措置を受けることができます。

#### 7) 不利益取り扱いの禁止

事業主は、労働者の申し出や取得したことを理由に解雇や不利益な取り扱いをしてはいけません。

#### 8) 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤について、その状況に配慮しなければなりません。

## 地域における父親支援の実態調査から

地域子育て支援センターやつどいの広場を調査した『地域子育て支援拠点における父親支援に関する調査研究』によると、地域の父親支援の現状と施設を利用する父親の姿が垣間見えてきます。地域の父親支援の状況と利用する父親のニーズを踏まえ、具体的な父親支援に取り組む必要があります。

- 休日の午前中、月1回、2時間程度、お父さんたちは利用しています。
- 51.7%が家族いっしょに、48.3%がお父さんと子どもだけで、来館しています。
- 調査に回答した父親利用者の79.3%が継続利用者で、子どもと母親の成長や家族としての満足感、父親自身が成長できる場であることを理由に上げています。
- 会話する相手はスタッフが最多ですが、34.5%がほかのお父さんとも、また31%が妻以外の母親とも話しています。
- スタッフの果たしている役割を、お父さんたちは次のように評価しています。
- お父さんの参加率が最も高い事業として拠点側が捉えているのが「家族で参加できるお祭りなどのイベント」(58.5%)で、お父さんたちも利用促進に特に有効と答えています。次いでお父さんたちが有効と考えているのが「父子を対象として砂遊びや水遊び、里山遊びなどアウトドア体験」、週末や休日をもっと開館してほしいと回答しています。

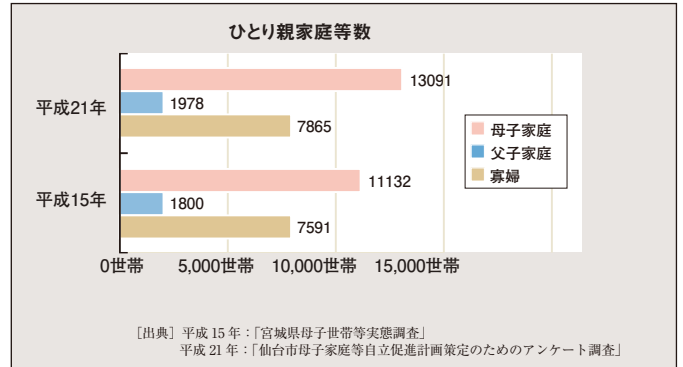


## 父子家庭の実態～仙台市の調査から

父親の子育てが注目される中、多様な家族のかたちである父子家庭の父親も注目されるようになってきましたが、その実態については母子家庭同様、あまり知られていません。宮城県は平成15年に、仙台市では平成21年に、母子家庭・父子家庭・寡婦について実態調査を行っています。東日本大震災以前の調査結果ですが、ご紹介します。

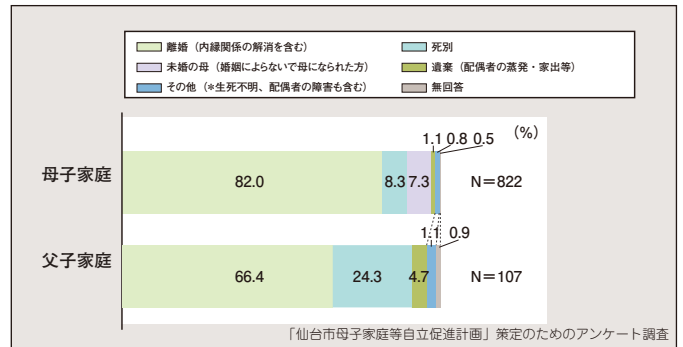
### ■仙台市の父子家庭の世帯数

仙台市の父子家庭の世帯数は、平成21年2月1日現在、1,978世帯で、前回の調査（平成15年）の父子家庭の世帯数1,800世帯と比べ、274世帯（9.88%）増加していました。東日本大震災により、さらに大きく増加していると推測されます。



### ■ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由については、母子家庭では「離婚」82.0%で父子家庭を上回っていますが、父子家庭では「死別」が24.3%で母子家庭の約3倍です。東日本大震災による死別を加えると、さらにその割合は高まっています。

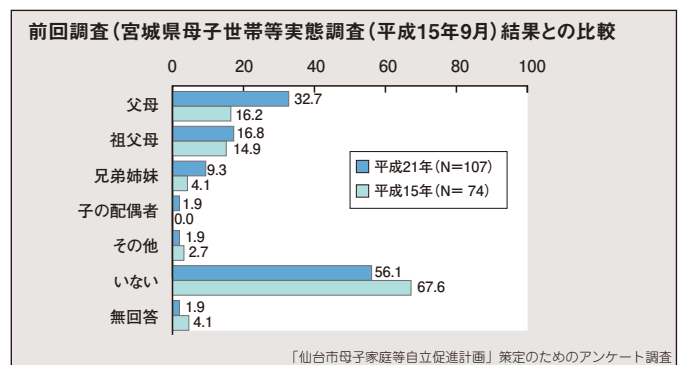


### ■家族の構成

前回調査と比較すると、前回と同様に子ども以外は「いない」が半数を超えて最も多いものの、11.5ポイント減少しています。

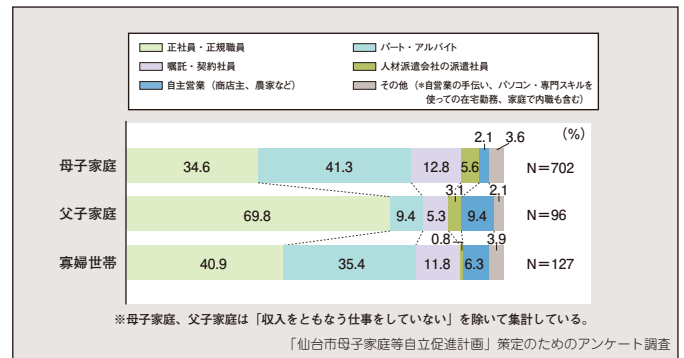
一方で、「父母」が32.7%で16.5ポイント増加して3割を超え、他の同居家族においても概ね割合が増していることから、子ども以外の同居家族の割合が高まっていることがうかがえます。

父子家庭の震災遺児の多くが祖父母に養育されている状況が伝えられており、同居家族の割合はさらに高まっていると予想されます。



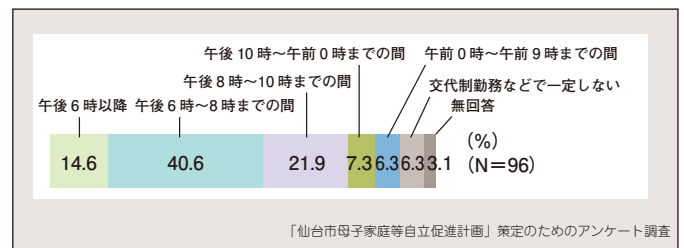
## ■現在の就業形態

母子家庭は「パート・アルバイト」が41.4%でしたが、父子家庭では「正社員・正規職員」が約7割となっています。大震災により、休職や失職した父親も多いことから、父親の就業環境は極めて厳しい状況にあると予想されます。



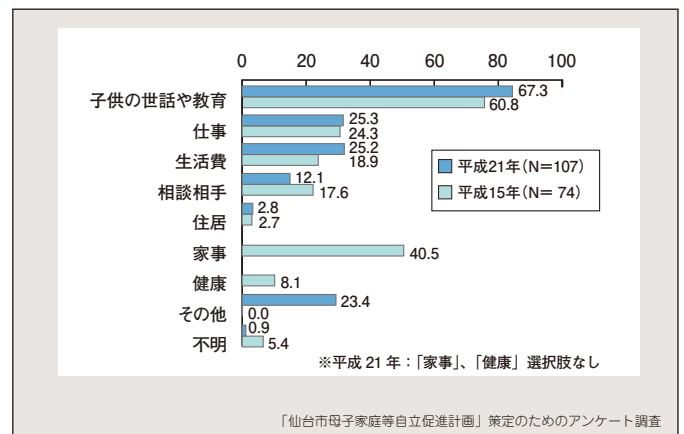
## ■普段の帰宅時間

普段の帰宅時間については「午後6時～8時までの間」が40.6%で最も多くなっていますが、復興に向けた動きの中で、普段以上の労働が求められる傾向にあり、残業や休日出勤、仕事の持ち帰りなども行なわれていると考えられます。



## ■ひとり親になった当時困ったこと

父子家庭になった当時困ったことは「子どもの世話や教育」が67.3%でトップ。前回調査と比較しても、子どもの世話にかかわることが6割以上を占めています。また、「生活費」は25.2%で前回より6.3ポイント高くなっています。さらに、大震災により家や財産、家族を失うなど、多くのものを喪失した状況にあり、“困難の連続”と言っても過言ではない状況が想像されます。



## 相談

## 主な施設の連絡先

○各地域別色分け 県：■ 仙台市：■ 石巻市：■

■宮城県子育て支援課		☎022-211-2532
■仙台市子供未来局子育て支援課		☎022-261-1111(代)
■石巻市福祉部子育て支援課		☎0225-95-1111(代)
■青葉区役所家庭健康課		☎022-225-7211(代)
■宮城野区役所家庭健康課		☎022-291-2111(代)
■若林区役所家庭健康課		☎022-282-1111(代)
■太白区役所家庭健康課		☎022-247-1111(代)
■泉区役所家庭健康課		☎022-372-3111(代)
■宮城県中央児童相談所	仙台市青葉区本町 1-4-39	☎022-224-1532
■仙台市児童相談所	仙台市青葉区東照宮 1-18-1	☎022-219-5111
■宮城県東部児童相談所	石巻市東中里 1-4-32	☎0225-95-1121
■宮城県母子福祉センター	宮城県仙台市宮城野区安養寺 3-7-3	☎022-256-6512
		☎022-295-0013
■仙台市母子家庭等就業・自立支援センター	仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ7階	☎022-212-4322
■東部保健福祉事務所	石巻市東中里 1 丁目 4-32	☎0225-95-1411

## 父子家庭のための相談窓口

## ■男性向け相談

みやぎ男女共同参画相談室 ◎相談時間 月～金 8:30～16:45 ただし、祝祭日を除く ☎022-211-2570  
 男性相談員による男性相談 ◎相談時間 毎月第4火曜日 17:00～21:00 ☎022-211-2557

## ■母子自立支援員

母子自立支援員は、ひとり親家庭の方々がかかる様々な問題や、母子(寡婦)福祉資金の貸付等の相談に応じ、相談された方々の問題解決に必要な助言・指導を行っています。

東部保健福祉事務所  
 仙台市母子家庭等就業・自立支援センター

父子家庭も利用できます。

## ■母子・父子家庭等電話相談

平日に仕事や家事におわれて時間的余裕がないために、各種相談をすることができない母子(父子)家庭や寡婦の方々のために、日曜・祝日を相談日として、電話で相談に応じています。

宮城県母子福祉センター ◎相談時間 午前9時～午後5時まで

## ■特別相談

母子(父子)家庭や寡婦の方々のために、弁護士による法律相談を実施しています。

宮城県母子福祉センター ◎相談時間 毎月第3木曜日(年12回)午前10時～正午

東部保健福祉事務所 ◎詳しい時間は電話で問い合わせ

仙台市母子寡婦福祉連合会 ◎相談時間 火～土曜日 午前10時～午後4時

仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ7階 ☎022-211-7424



## 子どもや家庭関係全般に関する相談

### ■家庭児童相談室・子供家庭総合相談

子ども（0歳から18歳未満）や家庭の福祉に関する幅広い問題について相談に応じています。県各保健福祉事務所の専任の家庭相談員が電話又は面接（要予約）により対応します。

東部保健福祉事務所  
石巻市市民相談センター ☎0225-95-1111（内線 2534）  
仙台市子供未来局子育て支援課  
青葉区役所家庭健康課  
宮城野区役所家庭健康課  
若林区役所家庭健康課  
太白区役所家庭健康課  
泉区役所家庭健康課

### ■児童相談所

児童福祉司、心理判定員等の専門職員が対応します。（☆専門相談は、あらかじめ電話で予約が必要です）

宮城県中央児童相談所  
宮城県東部児童相談所  
仙台市児童相談所

### ■いじめ110番（県警察本部少年課）

いじめや少年の悩みなどについて、少年警察補導員などが電話で相談に応じます。 ☎022-221-7867

### ■少年相談電話（県警察本部少年課）

少年の非行、問題行動について、少年警察補導員などが電話で相談に応じます。 ☎022-222-4970

### ■子どもいじめホットライン 子ども人権相談

いじめ、体罰、虐待、不登校等の子どもの人権について、人権擁護委員等が電話又は面接で相談に応じます。

\*面接相談は要予約

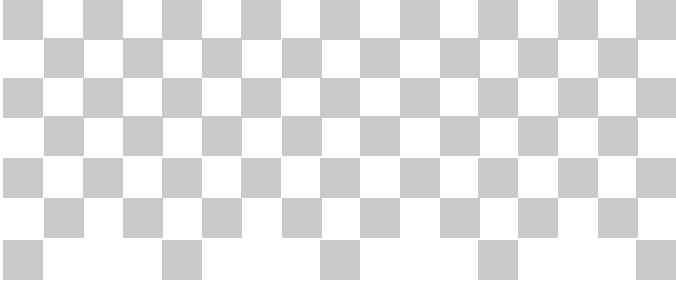
仙台法務局石巻支局 電話相談☎0225-22-6188 面談相談☎0225-94-1200  
仙台法務局人権擁護部 電話相談☎022-225-5611 面談相談☎022-224-1200  
フリーダイヤル ☎0120-077-110

### ■子どもの教育相談（県教育研修センター）

不登校、学校不適應、いじめ、進学、就職、学業不振、非行、性格・行動などについて、専任の相談員が電話で相談に応じます。

◎相談時間 月～金 9：00～20：00 ☎022-376-2571





## ■宮城県不登校相談センター（県教育研修センター）

不登校、学校不適應について、専任の相談員が電話で相談に応じるほか、あらかじめ予約をした上で、精神科医や臨床心理士が面接による相談にも応じます。

◎相談時間 月～金 9:00～16:00 ☎022-348-2265

## ■教育事務所（地域事務所）

不登校、学校不適應、いじめ、非行など、主に学校に関する相談について、専門カウンセラー等が電話又は面接により対応しています。面接相談は予約が必要です。

東部教育事務所 ◎相談時間 月、火、木、金 9:00～16:00 ☎0225-95-7949

仙台教育事務所 ◎相談時間 月～金 9:00～16:00 ☎022-275-9111（内2515）

仙台市教育相談室 ◎相談時間 月～金 8:30～17:00 ☎022-214-0002

## ■虐待に関する相談

虐待に関する相談は、お住まいの市町村の児童福祉担当課で受け付けます。県では児童相談所が専門の相談機関です。また、児童相談所では、児童福祉司等の専門職員が、子どもの福祉に関するあらゆる相談に応じています。必要に応じて、心理判定員や医師が診察を行い、問題解決の指針とします。相談は、虐待等の緊急の場合を除き、予約制です。あらかじめ電話で相談日時を予約してください。

宮城県中央児童相談所

宮城県東部児童相談所

仙台市児童相談所

## ■子どもの心の問題に関する相談

子どもの神経症、心身症などの心の問題については、子ども総合センターの子どもメンタルクリニックが対応します。子ども総合センターでは、児童精神科医が乳幼児の発達や育児不安などに関する悩みや、神経症、心身症など心の問題をもつ子どもに関する相談や診療を行う「子どもメンタルクリニック」を実施しています。また、子どもや家族と関わりをもつ保健師や保育士、教師、児童委員などからの相談にも応じています。（無料）子どもや家族の相談や診療は有料で予約制となります。

子ども総合センター附属診療所 ◎相談時間 月～金 8:30～17:00（祝、祭日は除く）☎022-224-1558

## ■子どもの発育・発達に関する相談

発育や発達に関する相談やこれらの問題についての悩み事について、専門の医師や理学療法士・作業療法士、保健師等が、医療、訓練、生活に係る相談に応じます。電話あるいは保健所に出向いて相談の予約をしてください。

各保健所及び同支所 県子育て支援課（子ども・家庭支援班）☎022-211-2633

## ■発達障害に関する相談

自閉症など広汎性発達障害、知的障害、脳性麻痺など、あらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。

発達相談支援センター（アーチル）☎022-375-0110

南部発達相談支援室 ☎022-375-0149

## ■学校生活困りごと相談（教育庁教職員課）

学校生活に関するさまざまな相談に応じます。

◎相談時間 月～金 9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）☎022-211-3635



## 東日本大震災に被災した方の心の相談

### ■東日本大震災に被災したお子さんに関する電話相談

被災されたお子さんの養育や心のケアに関する電話相談を行っています。

宮城県中央児童相談所 ◎相談時間 平日の電話相談：8:30～17:15

宮城県東部児童相談所 ◎相談時間 平日の電話相談：8:30～17:15

仙台市児童相談所 ◎相談時間 平日の電話相談：8:30～17:15

★土・日・祝日の電話相談：8:30～17:15 専用ダイヤル ☎080-2807-8798

### ■こころの健康相談電話（ホットライン）（宮城県精神保健福祉センター）

今回の震災で被害にあわれた方への、こころのケアの相談窓口です。眠れない、誰とも話す気になれない、イライラする、あの時の光景が繰り返し浮かぶ、不安が強い、体の調子が悪いなどの症状がある方の相談に応じます。

◎相談時間 毎日受付（早朝）6～9時 ☎0229-23-3703

（昼間）9～17時 ☎0229-23-0302

（夜間）17～深夜2時 ☎0229-23-3703

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/seihocnt/>

### ■こころの電話相談「はあとライン」（仙台市精神保健福祉総合センター）

災害時には、ストレスによるこころの不調が起きてくる可能性があります。ご自身やお知り合いの方についてご心配がありましたら、ご相談ください。

◎相談時間 平日10～12時、13～16時 ☎022-265-2229

### ■こころの電話相談「ナイトライン」

災害時には、ストレスによるこころの不調が起きてくる可能性があります。ご自身やお知り合いの方についてご心配がありましたら、ご相談ください。

◎相談時間 毎日18～22時

宮城県中央児童相談所

仙台仙台市精神保健福祉総合センター ☎022-217-2279

### ■仙台いのちの電話

不安や孤独の中、ひとりで悩み「生きる力」を失いそうになることもあるでしょう。そのようなときに「いのちの電話」は悩みをじっくりと聴き、その方が危機を乗り越えて自らの力でいけるように、電話を通して援助しようとするボランティア団体です。

◎相談時間 年中無休24時間 ☎022-718-4343 URL：<http://www6.ocn.ne.jp/~sen/>

### ■毎月10日フリーダイヤル（全国いのちの電話）

◎相談時間 毎月10日8時～翌8時 ☎0120-738-556

URL：<http://www.find-j.jp/free.html>（いのちの電話フリーダイヤル）

<http://www.find-j.jp/zenkoku.html>（全国のいのちの電話）



■地震・津波に関するこころの相談ホットライン（仙台グリーフケア研究会）

ストレスにさらされている被災者を対象とした、相談窓口です。多方面と連携しながら被災者の皆様の抱えるこころの悩みをお聞きします。

- ・地震・津波で不安を抱いている方 / 思い出してつらい思いをされている方
- ・地震・津波で大切な人を亡くした方・親を地震や津波で亡くしたお子さんを抱えている方
- ・その他
- ・子どもたちの心の傷について

★電話・メールでの相談の上、必要に応じて個人面談をいたします。

◎相談時間 毎日 9～21 時 ☎080-3326-5612 FAX 022-369-8012

メール：saigaikokorocare@gmail.com

URL：http://blog.canpan.info/grief/archive/28

■東日本大震災心の相談

被災した方はもちろん、被災者を支援する方からの相談に対応します。相談は性別を問わず受け付けています。宮城県内限定のフリーダイヤルです。

◎相談時間 月～金 8:30～16:45（祝・休日を除く）心の相談ホットライン・みやぎ ☎0120-933-887

■震災後の生活困りごと・こころの健康相談会

震災後の生活の困りごとに司法書士が、こころとからだの健康相談に保健師や臨床心理士や精神保健福祉士が相談に応じます。面談は予約制です。

◎相談時間 毎月第2火曜日 13:00～16:00 宮城県司法書士会 仙台市青葉区春日町8-1 ☎022-263-6755

## 父子家庭の子育てや生活の支援

### ■保育所の優先入所

ひとり親家庭の親が就業や求職活動、就職活動を行う際に、安心して子育てできるよう、保育所に優先的に入所できるように支援しています。

石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■放課後児童クラブの優先利用

昼間保護者のいない小学校低学年児童や養護学校に通学する児童の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取り組みを行っています。

石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市児童館・児童センター・小学校・仙台市子供未来局子育て支援課 ☎022-214-8176（直通）

### ■多様な保育サービスの提供

ひとり親の就業状況に応じ、延長保育、一時保育、特定保育等の多様な保育サービスを提供します。また、障害児保育の実施や病児・病後児保育・地域子育て支援センター等の多様なサービスの提供を促進しています。

石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■ファミリー・サポート・センター

子どもを保育所等は送迎したり、急用のときに子どもを預かるなどの育児をサポートするため、子どもを預けたい人と預かりたい人をコーディネートします。

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 ☎022-211-2771（労政調整班）  
石巻市ファミリーサポートセンター 石巻市泉町一丁目 1-2 石巻市中央児童館内 ☎0225-23-7407  
仙台すくすくサポート事業事務局 仙台市青葉区錦町 1-3-9 仙台市役所錦町庁舎地階 ☎022-214-5001

### ■ひとり親家庭等日常生活支援事業＜仙台市のみで実施＞

ひとり親家庭と寡婦が、自立を促進するために必要な事由や疾病等により、一時的に家事援助、育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員をひとり親家庭と寡婦の居宅に派遣し、または家庭生活支援員の居宅等で子どもの世話をを行います。

仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■短期入所生活援助（ショートステイ）＜仙台市のみで実施＞

保護者の疾病や仕事等の事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、または育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に児童養護施設で短期間預かります。

仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■夜間養護（トワイライト）＜仙台市のみで実施＞

保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務などの場合に、児童養護施設、里親等で預かります。

仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■県営住宅の優先入居

住宅に困窮する母子・父子世帯について当選確率を2倍とする優遇措置、子どもを3人以上不要している世帯など特定の世帯のみが申し込みできる特別割り当て住宅、および就業が困難な母子世帯等、著しく収入の少ない入居世帯に対する家賃減免を実施します。

宮城県住宅供給公社県営住宅課 ☎022-224-0014

### ■通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方々の負担を軽減するためJRの通勤定期乗車券の購入が3割引きになる「特定者用特別割引制度」があります。

特定者資格証明書交付申請書に児童扶養手当証書及び本人の写真（縦4cm、横3cm）を添えて、市町村長に申請します。

特定者資格証明書は、特定定期乗車券購入及び使用の際に携帯しなければなりません。

特定者資格証明書の交付を受けた上で、特定定期乗車券購入のつど、市町村長から特定者定期乗車券購入証明書の交付を受け、これを定期乗車券発売窓口へ提出し購入します。

石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

## 父子家庭の就業支援

### ■母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行っています。

宮城県母子福祉センター  
仙台市母子家庭等就業・自立支援センター

### ■生活保護受給者等就労支援事業

児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所と公共職業安定所が連携して就業支援を行います。

宮城労働局 職業安定部 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎2階 ☎022-299-8061

## 父子家庭に対する公的な経済的支援

### ■児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◎支給要件：次の①～⑦のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

- ①父母が婚姻を解消（事実上の婚姻関係の解消を含む）
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある
- ④父または母の生死が明らかでない（船舶・航空機事故など）
- ⑤父または母から1年以上にわたり遺棄されている

※遺棄とは、父または母が同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄していることをいいます。

出稼ぎ・単身赴任のように目的が達成されれば帰ってくる場合や、家庭の不和による別居の場合等は該当しません。

⑥父または母が1年以上にわたり拘禁されている

⑦未婚の母の子である

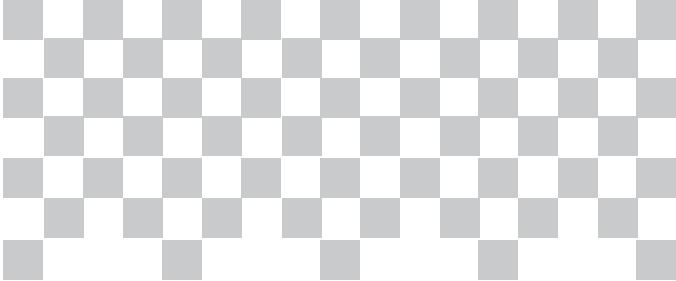
◎手当額（月額）：受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

区分	全部支給	一部支給
子ども 1人	月額 41,430円	所得に応じて 月額 41,420円～9,780円 (10円きざみの額)
子ども 2人	月額 46,550円	子ども1人の手当額に 月額 5,000円 加算した額
子ども 3人	3人目から子ども1人増すごとに 3,000円 加算	

◎受給手続き：児童扶養手当を受給するためには、市町村（特別区を含む）へ申請（認定請求）が必要です。お住まいの市町村にお問い合わせの上、お手続きください。

#### ◆必要書類（持参するもの）

- ・戸籍謄(抄)本（1ヶ月以内に発行のもの 手当を申請する方と子どもの戸籍が別の場合は各々1通）
- ・申請者名義の金融機関の預金通帳
- ・健康保険証（手当を申請する方と対象児童の記載のあるもの）
- ・年金手帳（加入状況が確認できるもの）
- ・印鑑
- ・窓口で記入する書類・聴き取りにより係員が記入する書類
- ・認定請求書
- ・生計維持等に関する調書
- ・現況調書
- ・公的年金調書
- ・養育費等に関する申告書（必要な方）



石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある20歳未満の児童について、特別児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

- ◎受給者：身体障害者手帳1級から4級の一部（平衡機能障害は5級まで）療育手帳AまたはB1に該当する20歳未満の障害者を養育している父もしくは母、または養育者。所得制限があります。
- ◎手当の月額（平成18年4月より）：  
1級 月額50,750円  
2級 月額33,800円

石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■児童手当

子どもを育てる人に、15歳になる年の年度末まで支給される手当です。所得に応じた金額が月額で支給されます。  
※里親の場合、所得制限がありません。

石巻市福祉部子育て支援課  
各区の保険年金課  
各総合支所保健福祉課

### ■母子・父子家庭医療費助成制度

母子・父子家庭などが受診した場合にかかる医療費の一部負担金の一部を助成することにより、母子・父子家庭における経済的負担を軽減する制度です。

ただし、お住まいの市区町村によって、助成対象年齢や所得制限が異なる場合がありますので、詳しくは、市区町村の担当課にお問い合わせください。

石巻市福祉部子育て支援課  
各区の保険年金課  
各総合支所保健福祉課



## 東日本大震災に被災した方へ 公的な経済的支援

### ■被災者生活再建支援金

震災で住宅が全壊、解体や大規模半壊となった世帯に、全壊 100万円、解体 100万円、大規模半壊 50万円が支給されます。

被災時に居住していた市区町村

### ■災害弔慰金

震災で死亡した方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）に、生計維持者が死亡した場合 500万円、生計維持者以外の方が死亡した場合 250万円が支給されます。

被災時に居住していた市区町村

### ■宮城県災害義援金

震災による死亡者、行方不明者又は震災孤児及び住家が全壊、大規模半壊又は半壊した世帯（国の認定基準に基づき市町村が認定する世帯）に、死亡・行方不明者は 100万円/人、住家全壊は 100万円/人、住家大規模半壊は 75万円/戸、住家半壊は 50万円/戸、震災孤児は 50万円/人、母子・父子世帯は 20万円/世帯 支給されます。

被災時に居住していた市区町村

### ■遺族基礎年金

国民年金や厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに月額 65,741円が支給されます。（18歳になる年の年度末まで）

日本年金機構の年金事務所（ねんきんダイヤル）

☎0570-05-1165 ☎03-6700-1165（050 または 070 から始まる電話でかける場合）

### ■遺族厚生年金

厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに加入期間や給料に応じた額が支給されます。（18歳になる年の年度末まで）

日本年金機構の年金事務所

### ■労災保険（遺族補償年金など）

労働者が工作中や通勤中に地震や津波が原因で死亡した場合、子どもに労働者の賃金に応じた額が支給されます。（18歳になる年の年度末まで）※正社員だけでなく、契約社員やパートの人なども対象

宮城労働局または労働基準監督署



### ■児童扶養手当＜特例措置＞

今回の災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。なお、適用を受けるには、お住まいの市町村へ「被災状況書」の提出が必要です。

両親が死亡・行方不明の場合、その子どもを育てる人に、月額41,550円（所得制限あり）が支給されます。（子どもが18歳になる年の年度末まで）

※ただし、子どもや養育者が労災や年金を受給する場合、子どもが里親に委託される場合は不支給

宮城県子育て支援課  
石巻市福祉部子育て支援課  
仙台市子供未来局子育て支援課  
各区の家庭健康課

### ■特別児童扶養手当＜特例措置＞

今回の災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年の所得による支給制限を解除する特例措置があります。（適用になる期間：平成23年3月から平成24年7月まで）

適用を受けるには、お住まいの市町村へ「被災状況書」の提出が必要です。事情により申請が困難な方については、申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

宮城県子育て支援課  
石巻市子育て支援課  
各区の保険年金課  
各総合支所保健福祉課

### ■親族里親

両親が死亡・行方不明等で、その子どもを3親等以内の親族が育てる場合、その親族に、食費や洋服代として月額47,680円のほか、教育費等が支給されます。（原則18歳の誕生日まで、20歳まで延長可）

宮城県中央児童相談所  
宮城県東部児童相談所  
仙台市児童相談所

### ■高等学校等育英奨学資金貸付

奨学金（要返還）

公立高校 1.8万円 / 月（自宅通学者）  
公立高校 2.3万円 / 月（自宅外通学者）  
私立高校 3.0万円 / 月（自宅通学者）  
私立高校 3.5万円 / 月（自宅外通学者）

在学している高等学校

宮城県高校教育課調整班 ☎022-211-3716

## 東日本大震災に被災した方へ 民間による経済的支援

### ■あしなが育英会

奨学金（要返還：無利子、卒業後20年分割返還）

公立高校2.5万円/月、私立高校3万円/月、大学（専修・各種学校含む）4万円/月、大学院8万円/月

あしなが育英会 ☎0120-77-8565

### ■交通遺児育英会

交通遺児育英会奨学金（貸与）

高校生2~4万円、大学生4~6万円

在学する学校

交通遺児育英会奨学課 ☎0120-52-1286

### ■全国里親会

大震災こども救援基金

両親を失った震災孤児等 7万円

全国里親会 ☎03-3404-2024

### ■朝日新聞厚生文化事業団

こども応援金（返還不要）

未就学児・小学生300万円、中学生200万円、高校生150万円

※受付期間 2011年6月から2012年3月末まで

朝日新聞厚生文化事業団 ☎03-5540-7446

### ■M U F G・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金

一時金（返還不要）

小学生・中学生・高校生対象 10万円

奨学金（返還不要）

小学校・中学校・高校の在学期間中 2万円/月

M U F G・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金 ☎03-5424-1121

### ■高速道路交流推進財団

修学資金の給付（返還不要）

小学校・中学校・高校・専修学校・大学在学中の方28.2万円/年

※平成23年4月1日現在で未就学児の方については、将来の給付対象者として登録し、就学開始時に給付開始の案内をします。

高速道路交流推進財団 ☎0120-768-660



## ■日本学生支援機構

奨学金（要返還）

公立高校 1.8 万円 / 月、私立高校 3 万円 / 月（いずれも自宅通学の場合）

公立大学 4.5 万円 / 月、私立学校 5.4 万円 / 月（第一種 [ 無利息 ] の場合）

現在在学している学校

## ■JETOみやぎ

給付金支給（返還不要）

震災孤児を対象（19 歳まで年 1 回定額支給）

給付予定年数により給付金額を決定

J E T O みやぎ ☎022-782-6222

## ■アシックス

スポーツ用品提供

震災孤児を対象に、アシックスのスポーツ用品を満 19 歳になるまで、毎年、継続的に提供します。

※提供商品は年間 10 万円を上限とします。また、本人使用分に限りませす。

株式会社アシックス管理統括部 CSR 推進室トゥモローチーム ☎022-765-6291

## 施設

### ■乳児院・児童養護施設

宮城県保健福祉総務課企画調整第一班 ☎022-211-2507

乳児院の名称	所在地	電話	定員
丘の家乳幼児ホーム	仙台市青葉区小松島新堤 7-1	022-233-3202	30
宮城県乳児院	仙台市宮城野区東仙台 6-1-1	022-293-1281	55

児童養護施設の名称	所在地	電話	定員
仙台天使園	仙台市太白区茂庭台四丁目 1-30	022-281-5181	80
丘の家子どもホーム	仙台市青葉区小松島新堤 7-1	022-234-6303	83
地域小規模児童養護施設 かりんの家	仙台市青葉区小松島二丁目 4-21	022-234-6303	6
地域小規模児童養護施設 井田ホーム	仙台市宮城野区二の森 3-31	022-234-6303	6
ラ・サール・ホーム	仙台市宮城野区東仙台 6-12-2	022-257-3801	80
小百合園	仙台市宮城野区柊江 1-2	022-257-3898	50
旭が丘学園	気仙沼市舘山二丁目 2-32	0226-22-0135	70
地域小規模児童養護施設 舞舞	気仙沼市舘山二丁目 77-18	0226-22-0135	6

### ■保育所・保育園の担当課（一覧は『お父さんと子どものためのサポートファイル』P26～）

石巻市子育て支援課 ☎0225-95-1111（内線 2523、2524）  
 河北総合支所 保健福祉課 ☎0225-62-2116（内線 153）  
 雄勝総合支所 保健福祉課 ☎0225-57-3611（直通）  
 河南総合支所 保健福祉課 ☎0225-72-2113（内線 264）  
 桃生総合支所 保健福祉課 ☎0225-76-2111（内線 251）  
 北上総合支所 保健福祉課 ☎0225-67-2113（直通）  
 牡鹿総合支所 保健福祉課 ☎0225-45-2113（直通）  
 仙台市子供未来局保育部 ☎022-261-1111（代）  
 青葉区役所 家庭健康課（保育所担当）  
 宮城野区役所 家庭健康課（保育所担当）  
 若林区役所 家庭健康課（保育所担当）  
 太白区役所 家庭健康課（保育所担当）  
 泉区役所 家庭健康課（保育所担当）

### ■幼稚園の担当課（一覧は『お父さんと子どものためのサポートファイル』P38～）

石巻市教育委員会教育総務課学事グループ ☎0225-95-1111（内線 5016）  
 仙台市子供未来局総務課 ☎022-214-8061  
 仙台市教育委員会学事課 ☎022-214-8861

### ■地域子育て支援センター・つどいの広場の担当課（一覧は『お父さんと子どものためのサポートファイル』P47）

仙台市子供未来局保育部保育課 ☎022-214-8174  
 石巻市については各施設へ

### ■放課後児童クラブの担当課（一覧は『お父さんと子どものためのサポートファイル』P49）

石巻福祉部子育て支援課児童育成グループ ☎0225-95-1111（内線 2526）  
 仙台市子供未来局子育て支援課 ☎022-214-8176

## 支援サイト

- 首相官邸 東日本大震災対応 ～首相官邸災害対策ページ～  
<http://www.kantei.go.jp/saigai/>
- 東日本大震災 子どもの学びポータルサイト  
<http://manabishien.mext.go.jp/>
- 3.11 復興情報サイト 助けあいじゃぱん  
<http://tasukeaijapan.jp/>
- 被災者のための相談窓口案内（ガイドブック）一覧  
[http://www.e-gov.go.jp/link/consultation\\_guide.html](http://www.e-gov.go.jp/link/consultation_guide.html)
- 公益財団法人日本ユニセフ協会  
<http://www.unicef.or.jp/>
- 父子家庭共和国  
<http://www.singlemother.co.jp/father/>
- NPO 法人 全国父子家庭支援連絡会  
<http://www.zenfushiren.jp/>
- 東京葛飾父子家庭当事者の会  
<http://tk-fusi.com/>
- 東京都ひとり親家庭支援センター はあと  
<http://www.haat.or.jp/>
- フレンチトースト基金  
<http://www.ftfund.jp/>
- 日本司法支援センター 法テラス  
<http://www.houterasu.or.jp/>
- 養育費相談支援センター  
<http://www.youikuhi-soudan.jp>
- NPO 法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ  
<http://www.single-mama.com/>
- 財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会  
<http://zenbo.org/>
- 母子家庭共和国  
<http://www.singlemother.co.jp/>
- ハンド・イン・ハンドの会  
<http://www.gendai-kazoku.jp/>
- イクメンプロジェクト  
<http://ikumen-project.jp/index.html>
- お父さん応援プロジェクト  
[http://ccn.niiza-ksdt.com/papa/p\\_index.html](http://ccn.niiza-ksdt.com/papa/p_index.html)
- NPO 法人新座子育てネットワーク  
<http://ccn.niiza-ksdt.com/>





## お父さん支援員 ハンドブック

発行日：2011年10月 初版

2012年10月 第2刷

編集： NPO 法人新座子育てネットワーク

〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-4-5 2F TEL/048-482-5732